

広島大学大学院人間社会科学研究科（博士課程前期）

法学・政治学プログラム入学試験

（令和 8 年 8 月実施）

問 題 専門科目 〔刑事訴訟法〕

以下の文章を読んで、下記の設問に解答せよ（2 問必答）。

被告人 X は、A 市で発生した詐欺事件について公訴を提起され、この事件は、受訴裁判所によって公判前整理手続に付された。公判前整理手続中、弁護人は、公判期日とする予定の主張として、犯人性を否認し、「被告人 X は、本件公訴事実記載の日時において、犯行場所にはおらず、B 市内の自宅ないしその付近に存在した。」旨のアリバイの主張を行ったため、裁判所は求釈明を行ったが、弁護人は、「具体的内容は被告人質問において明らかにする。」と述べるにとどまった。

その後、公判の被告人質問において、被告人 X は、「犯行時間帯には、知人夫婦と会う約束があったことから、B 市内の同知人宅でテレビを見ていた。」と供述したので、弁護人が更に詳しい供述を求めたところ、検察官が「関連性がない」旨の異議を申し立て、裁判所はこれを認め、それ以上の質問等を制限した。

設問 1 公判前整理手続の意義について説明せよ。

設問 2 上記裁判所が行った主張制限の可否について、理由と根拠条文を示しながら論ぜよ。なお、A 市と B 市は距離的に離れており、X のアリバイ主張が認められれば、公訴事実記載の犯行場所・日時・時間帯における X の犯行は不可能であるとする。

刑事訴訟法 出題の意図

設問 1

- (1) 公判前整理手続の制度目的を理解しているかを確認する。
→公判前整理手続は単なる事務的準備手続ではなく、争点及び証拠を事前に整理し、充実した審理を継続的・計画的・迅速に行うことを目的としている。そのため、制度趣旨として「迅速化」だけでなく、「適正な真実発見」や「集中審理の実現」まで理解しているかが問われる。
- (2) 当事者主義との関係を理解しているかを確認する。
→当事者は、公判で予定する主張や証拠を事前に開示しなければならない。そこで、公判前整理手続が当事者の攻撃防御活動を充実させる制度であること、また主張明示義務や証拠開示制度の根拠となる考え方を理解しているかが問われる。
- (3) 次の設問を解くための基礎理解を確認する。
→公判前整理手続は、求釈明（316 条の 13）、証拠開示、時機に後れた攻撃防御方法（316 条の 32）、訴訟指揮（295 条）など多くの論点の前提となる制度である。そのため、受験生が各論的な条文解釈の前提として、公判前整理手続の全体像と意義を把握しているかを確認し、次の設問に繋げる意図である。

設問 2

- (1) 公判前整理手続の目的（迅速化と充実した審理）を理解しているか。
→アリバイの具体化が遅れたことは整理手続の趣旨に反するが、だからといって直ちに被告人の供述を封じることが許されるのかが問題となる。
- (2) 主張明示義務や求釈明を正当化する当事者主義的基礎を理解しているか。
→本問の弁護人は求釈明に十分応じていないため、公判前整理手続の趣旨に反することも指摘できない。
- (3) これらの理解を前提に、295 条の訴訟指揮権と被告人の防御権との調整を具体的事案で論じられるか、を確認し、単なる「関連性あり・なし」の問題ではなく、「公判前整理手続違反があったとしても、防御権保障の観点からどこまで主張・供述を制限できるか」を論じさせるのかを狙いとする。そして、公判前整理手続の趣旨→主張明示義務 →求釈明 →公判での主張制限の可否 → 訴訟指揮権と防御権の限界という一連の思考過程をたどれるかが問われる。